

別表第 2

区域外就学に関する基準

理 由	承 諾 基 準	承 諾 期 間	添 付 書 類
1 . 転出等による理由	転出後も引き続き転出前の指定校への通学を希望する場合	当該学期の終了までとする。ただし、2学期途中の転居の場合は、最長で当該学年の終了まで延長することができる。	特になし
	上記 の場合で該当児童生徒が小学校第 6 学年又は中学校第 3 学年の場合	卒業までとする。	特になし
	現在市外に居住しているが、住居等の新築等により生駒市への転居が予定されている場合で、入学時(新学期)等から転居予定地の校区の学校に就学を希望する場合	転居予定日までとする。	転居が確実であることを証明できる書類(建築確認申請書、売買契約書等)の写
	一時的に市外の仮住居に転居し、1年度以内に正規の住居に居住する場合	正規の住居に居住するまでの期間とする。	特になし
2 . その他の理由	その他特別な事情があり、区域外就学が適当と認められる場合	その適当と認められる期間とする。	特別な事情であることを証する書類等